

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和五年八月三十一日

広島県監査委員

沖井 純

同 山下 智之

同 奥 兆生

同 三田 利江子